

「教員業績評価」の運用を開始 評価結果の開示の求めは 14 日以内！！

熊大使用者は、教職員に 6 月期の賞与（期末手当・勤勉手当）を 6 月 30 日に支給しました。このニュースでは、教員の賞与にあたる「業績給」の業績評価区分の決定と不服申立てまでの流れについて使用者が作成したフロー図（右図）を参考にあらためてお伝えします。また、組合は、「教員業績評価」の問題点を指摘し、2 月 3 日の団体交渉で要求した項目と 2 月 27 日の使用者回答の内容をご報告します。今後も組合は、この制度の透明性を確保するため、制度の運用について注視していきます。

業績評価区分の決定について

2020 年 1 月 1 日の新年俸制（2 号年俸制）の導入により 4 月 1 日から月給制および 2 号年俸制適用職員のすべての教員（旧年俸制適用教員以外）に対して「業績評価」の適用が開始され、6 月期の賞与から反映することになりました。業績評価区分は、給料明細に印字されていますが、業績評価区分以外の「順位」等については部局等の長に開示請求して情報を得ることができます。また評価結果に対する不服申立てについても文科省「人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」（2019 年 2 月 25 日）にならい制度が構築されました。

評価結果の開示の求め

業績評価の結果が給与に反映されたことを知り得た日から起算して 14 日以内

評価結果の審査の申立て

業績評価の結果が給与に反映されたことを知り得た日から起算して 30 日以内

不服申立てについて

組合は、2 月 3 日の団体交渉において、「業績評価要項」の不服申立てに係る審査委員会の構成員について客観性が担保されないことと他大学では例がないこと、また不服申立ての手順が明確でないことを指摘し、下記の 4 項目を使用者に要求しました。この要求に対する使用者の回答は、不服申立ての手順を示すことは了承したものの、審査委員会の構成員についてはゼロ回答でした。規則に明示しなければ解釈によって悪用することもできる可能性が残っているのです。組合は使用者の回答に全く理解できませんでした。

1. 審査委員会から「学長」を除外すること。

回答 審査委員会は、「学長」1 名に対し、「学長が指名する理事」及び「学長が指名する研究部長」の複数名で構成される合議体の組織としていることから、十分に客観性が担保されており、学長が審査委員会の構成員となることに問題は生じないものと考えます。

2. 審査委員会の「学長が指名する理事」は「人事・労務担当理事」と明記すること。

回答 審査委員会の設置の際に、少なくとも「理事（人事・労務担当）」を指名するものとして運用する。

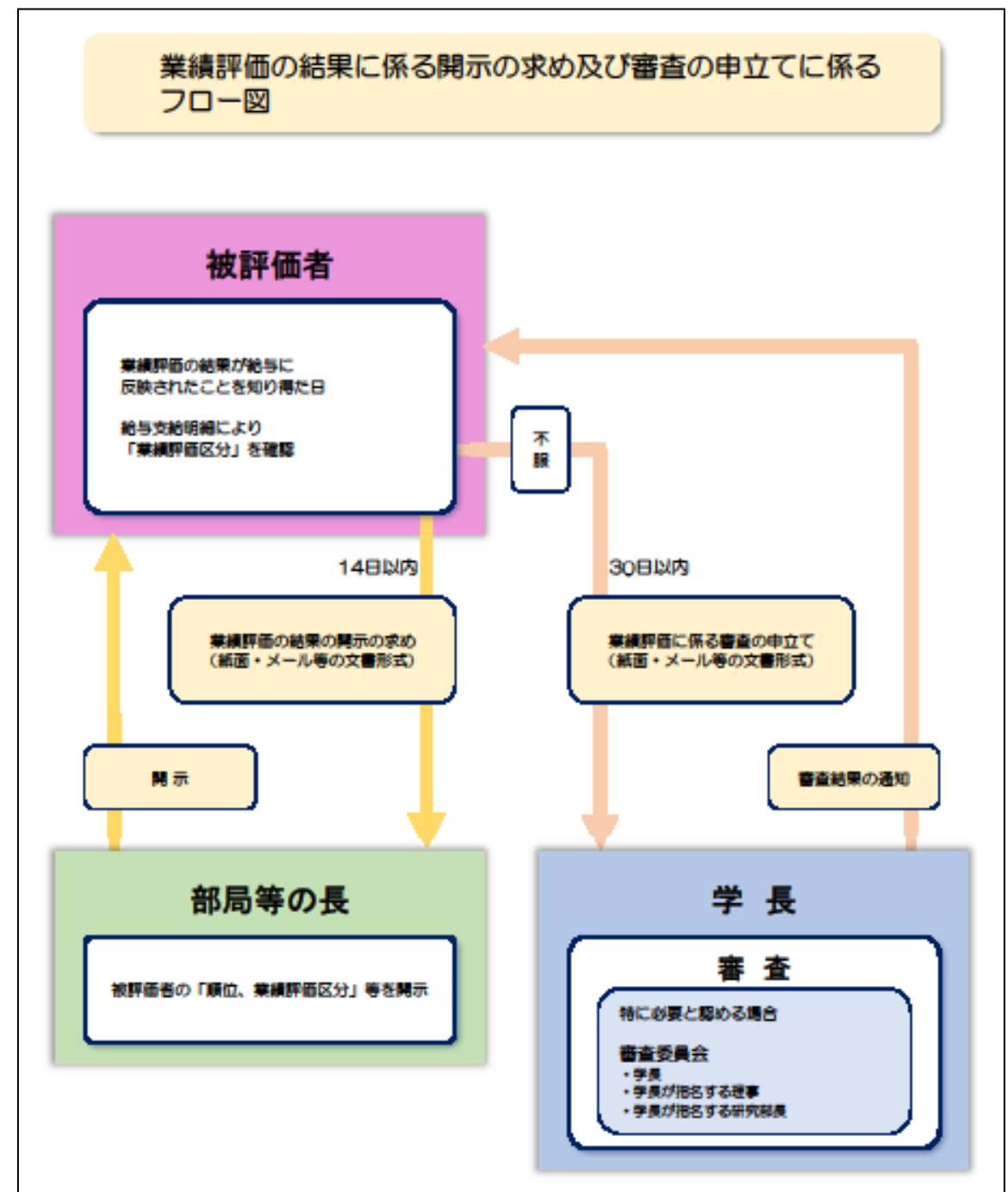
3. 審査委員会の「学長が指名する研究部長」は、「申請者が所属する研究部の長」と明記すること。

回答 審査委員会の設置の際に、客観性を担保するため申請者が所属する研究部長を同委員会の構成員として指名するものとして運用する。

4. 不服申立ての具体的手順について文書形式の申立ておよび手順の流れ図を運用前に作成すること。

回答 業績評価結果の開示の求め及び申立て方法は規則上明記していないが、トラブルを未然に防ぐことを目的として、運用上紙面やメール等の文書形式での方法により審査の申立てを行うことを求める。流れが分かるフロー図を作成の上、熊大ポータル*へ 4/1 に掲載を予定している。

*学内情報 ⇒ 事務部 ⇒ 組織別 ⇒ 人事課/労務課（新たな教員年俸制に関する Q&A 掲載箇所と同様）



赤煉瓦

熊本大学教職員組合

No. 21
2020. 7. 6

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp
<http://union.kumamoto-u.ac.jp/>